

「事業所異動連絡票情報」（介護支援専門員情報）の提供について

本年4月からのケアマネジメントの見直しに伴い、介護支援専門員の資格管理及び介護給付の適正化等に資するため、国保連合会インタフェースを変更し、都道府県が国保連合会に送付する「事業所異動連絡票情報」には、介護支援専門員番号等の情報を追加することとしています。

しかしながら、現時点における都道府県システムの改修状況等を考慮し、国保連合会における審査支払事務を滞りなく円滑に実施するため、都道府県が新規に作成する「事業所異動連絡票情報」（介護支援専門員情報）を使用した審査（当該情報と給付管理票等に記載された担当介護支援専門員番号の突合処理等）については、その実施を1ヶ月間遅らせ、6月審査分から実施することとします。

このため、4月サービスの5月審査分についてのみ、国保連合会では「事業所異動連絡票情報」（介護支援専門員情報）の有無にかかわらず審査支払を行うこととなります。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村（政令市・中核市を含む。）へ周知するとともに、制度改正の円滑な施行に向けて、ご協力方よろしくお願い致します。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課

課長補佐 福井

システム管理指導官 佐藤

TEL03-5253-1111（内線）2166

厚生労働省老健局振興課

人材研修係長 余語

（内線）3936